

【イタリア】「メイド・イン・イタリー」のラベル貼付に関する法律の制定

海外立法情報調査室・萩原 愛一

* イタリアが世界に誇るファッション製品—繊維、皮革、靴—の生産は、発展途上国からの追い上げにあっている。生産者は危機感を募らせると同時に、模造品の氾濫にも手を焼いている。そうした状況にあって、2010年3月、「メイド・イン・イタリー」の表示ラベル貼付に関する法律が成立した。

「メイド・イン・イタリー」製品の保護を求めて

この法律は、2010年4月8日の法律第55号「繊維、皮革及び靴製品の販売に関する規定」—通称「メイド・イン・イタリー法」である。法案は、これらの製品の生産者団体をバックにもつ連立与党「北部同盟」に属する下院議員等によって提出された複数の関連法案が一本化されたもので、2009年12月10日に下院を通過し、2010年3月10日に上院で修正のうえ可決された。修正法案は、再度下院で審議された。この法案は、上下両院ともに、与野党間での対立もなく、3月17日に、ほぼ全会一致で成立した。

この法律の狙いは、繊維、皮革、靴など、その品質やデザインにおいて、国際市場でイタリアが伝統的に威信を保ってきた製品について、一定の要件を満たしたものにだけ、「メイド・イン・イタリー」の表示ラベルの貼付を義務付けるものである。この法律は、模造品・模倣品対策であるとともに、消費者保護の目的も有しているとされている。それは、ラベルには、生産工程ごとに、その工程が行われた国の名が明記されることにより、トレーサビリティ（追跡可能性）が確保されるほか、製品の安全性、様々な法規との適合性など消費者に有益な情報の記載も義務付けられるからである。正しい情報が消費者に開示されることにより、生産者自身も、ますます品質向上に努め、これら製造業の活性化や市場の拡大を招くというプラスの効果が期待されている。

欧州連合の承認が必要な法律—その概要

法律は全4か条だけの比較的短いものである。

○第1条（製品へのラベル貼付及び「メイド・イン・イタリー」）は、消費者が繊維、皮革及び靴製品の製造工程について正しい情報を入手できるように、製品及び中間生産物には、各工程が行われた国の名称を明示するラベルの貼付を義務付けるものである。そのため、条文中に、それらの製品の複数の工程が列挙されている。たとえば、繊維製品の場合には、紡績、製織、仕上げ加工、縫製の4つの工程に分けられている（第5項）。これらの工程が「主として」、あるいは、「そのうちの少なくとも2つの工程」が、イタリア国内で行われた場合には、他の工程が行われた国も明記したうえで、「メイド・イン・イタリー」のラベルを貼付するのである。皮革製品（第6項）、靴製

品（第 7 項）についても同様に、製造工程が列挙されている。さらに、そのラベルには、次に掲げる事柄についての情報が簡潔に記載されなくてはならない。すなわち、①製造工程の全体を通じて、労働関係の現行法令が遵守されていること、②製品の安全衛生の認証を得ていること、③児童労働は使用していないこと、④EU の法規や、環境に関する国際的合意が遵守されていること、等。

○第 2 条（実施規則）では、経済発展大臣が、経済・財政大臣と協議のうえ、この法律の公布の日から 4 か月以内に、第 1 条に規定するラベルの仕様や管理の方式等についての命令を公布することが規定されている。さらに、保健大臣が、経済発展大臣と協議のうえ、3 か月以内に、人間の健康を守り自然環境を保護することを目的として、製品の質を維持するための措置に係る規則を公布するよう規定されている。それらは、製造に際し、禁止された薬品等の使用の有無を検査し監視する機関の指定、消費者の信頼を得られるような製品の質の要件の確定、検査を行う人員の任命、製品のトレーサビリティ確保の義務付けなどを内容とするものである。

○第 3 条（制裁措置）は、第 1 条の規定に違反した場合の罰金等、制裁措置について規定されている。

○第 4 条（第 1 条及び第 3 条の規定の効力）では、この法律の第 1 条及び第 3 条は、2010 年 10 月 1 日より効力を発すると規定されている。この法律の施行日である 5 月 6 日よりほぼ 5 か月近く遅れてこれらの条を施行するとしているのは、それらについてはあらかじめ EU に通告し、EU の関連法規との整合性についての審査結果を待つための時間的余裕が必要なためである。その間に、すでに施行されている第 2 条により、実施に向けての準備が進められることになっている。

本当に消費者保護なのか？

普段対立関係にある連立与党の「北部同盟」と左派の労働組合 CGIL が珍しく手を組んで成立したとも評されるこの法律に対しては、その意義として、イタリアの「得意分野」への「メイド・イン・イタリー」の表示の義務付けによる国内製品保護（及び生産者保護）とそれによる雇用の維持という側面とともに、消費者保護の側面が強調されている。しかし、消費者保護団体 ADUC の書記長は、次のような痛烈な批判を展開している。「ラベル貼付により全部の工程を我が国で行っているかのような誤解を与える。しかし、労働者の健康や環境を損なう工程は外国に持っていくことも可能であり、いつもながらのイタリア的小賢しさが垣間見える。さらに、イタリア自身が模倣品供給国の 1 つでもあり、イタリア国内で生産されたものは良質だ、という神話をまず暴くべきである。消費者保護にとって真に必要なのは、新しい法律の制定ではなく、監視や検査をきちんと行うことである。（注）」

注（インターネット情報は 2010 年 7 月 16 日現在である。）

- ・ ADUC, “Made in Italy per i prodotti tessili, pelletteria e abbigliamento,” 11 dicembre, 2009.
<http://www.aduc.it/comunicato/made+italy+prodotti+tessili+pelletteria_16801.php>